

議員全員協議会会議録

平成29年 9 月 12 日

宮 古 市 議 会

平成29年9月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(9月12日)

議事日程..... 1

出席議員..... 2

欠席議員..... 2

説明のための出席者..... 2

議会事務局出席者..... 2

開 会..... 3

説明事項（１）..... 3

説明事項（２）..... 21

閉 会..... 25

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成29年9月12日（火曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 市役所 6階大ホール

○

事 件

〔説明事項〕

- （１）宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進について
- （２）その他

出席議員（２８名）

１番	今 村	正 君	２番	小 島	直 也 君
３番	木 村	誠 君	４番	佐々木	清 明 君
５番	白 石	雅 一 君	６番	鳥 居	晋 君
７番	中 島	清 吾 君	８番	伊 藤	清 君
９番	熊 坂	伸 子 君	１０番	西 村	昭 二 君
１１番	佐々木	重 勝 君	１２番	須賀原	チエ子 君
１３番	高 橋	秀 正 君	１４番	橋 本	久 夫 君
１５番	古 舘	章 秀 君	１６番	工 藤	小百合 君
１７番	坂 本	悦 夫 君	１８番	長 門	孝 則 君
１９番	佐々木	勝 君	２０番	落 合	久 三 君
２１番	竹 花	邦 彦 君	２２番	畠 山	茂 君
２３番	坂 下	正 明 君	２４番	松 本	尚 美 君
２５番	藤 原	光 昭 君	２６番	田 中	尚 君
２７番	加 藤	俊 郎 君	２８番	前 川	昌 登 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

説明事項（１）

市 長	山 本 正 徳 君	副 市 長	佐 藤 廣 昭 君
副 市 長	鈴 木 貴 詞 君	教 育 長	伊 藤 晃 二 君
参 与 兼 都 市 整 備 部 長	小 前 繁 君	総 務 部 長	滝 澤 肇 君
企 画 部 長	山 崎 政 典 君	市 民 生 活 部 長	岩 田 直 司 君
保 健 福 祉 部 長	松 舘 仁 志 君	産 業 振 興 部 長	山 根 正 敬 君
上 下 水 道 部 長	長 沢 雅 彦 君	危 機 管 理 監	芳 賀 直 樹 君
教 育 部 長	上 居 勝 弘 君	財 政 課 長	若 江 清 隆 君
復 興 推 進 課 長	岩 間 健 君	建 設 課 長	中 村 晃 君
都 市 計 画 課 長	多 田 康 君	建 築 住 宅 課 長	松 下 寛 君
復 興 推 進 課 拠 点 施 設 長	齊 藤 清 志 君	復 興 推 進 課 拠 点 施 設 主 任	竹 田 真 人 君
建 築 住 宅 課 長	佐 渡 俊 幸 君	建 築 住 宅 課 建 築 係 主 任 技 師	宇 夫 方 徹 君

議会事務局出席者

事 務 局 長	野 崎 仁 也	次 長	佐々木 純 子
主 査	高 村 学		

開 会

午前10時00分 開会

○議長（前川昌登君） おはようございます。時間前ですが、ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は28名でございます。会議は成立しております。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

○

説明事項（１） 宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進について

○議長（前川昌登君） 説明事項の（１）宮古市中心市街地拠点施設整備事業の推進についてを説明願います。

山本市長。

○市長（山本正徳君） おはようございます。

本日は、建設工事が進んでおります中心市街地拠点施設整備事業の事業費の増減及び建設工事の変更についてご説明をさせていただくとともに、9月補正予算要求に関連する内容についても説明をさせていただきます。

初めに、工事の進捗状況でございますが、現在のところ順調に推移をいたしております。今後、各階の内装工事に入る予定でございます。来年7月末の竣工を見込んでおります。竣工後は、完成検査を経て、システムの構築や引っ越し作業などに2カ月間を要すると見込んでおります。10月1日の供用開始を想定をしております。準備作業を進めたいと考えてございます。

今後は、新施設の管理運営に関する事項につきましても、具体的な検討に入っております。また、新施設の愛称選考や、市民の皆様を対象とした工事現場見学会も予定をさせていただいております。引き続き市民の参画と協働及び情報の開示に努めるとともに、ご意見やご提言を受けとめながら事業を実施してまいります。議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川昌登君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 皆さん、おはようございます。

それでは、最初に復興推進課から、中心市街地拠点施設整備事業の進捗に伴う部分の報告をさせていただきます。

目次は1ページをお開きください。

1番から4番まで、順に説明させていただきます。この後、座ったままの説明をお許しいただきたいと思います。

おかげさまで、工事につきましては、工事工程に沿いまして順調に進めさせていただいておりますことを改めてご報告申し上げます。

資料は2ページをお開きください。

最初に1番、事業費についてでございます。

（１）の全体事業費の部分ですけれども、昨年8月の議員全員協議会でお示しました実施設計時点の合計110億円に対して、現時点では109.1億円となっております。詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

（２）の整備財源でございます。

工事費の入札による減や、補助金の査定、財源別内訳書の精査により復興交付金部分が約1億円の減額となっております。また、備品消耗品の購入や、電算関係システムの移設費等の財源に、当初一般財源通常分を充

てていたものを、復興交付金を充てることとしたことから、こちらの基金の部分が約4億円の増を見込んでおります。

次に、資料3ページをお開きください。

(3) 事業費の増減についてご説明いたします。

上から順に、1番、工事費、建設工事の①建設・造成・外構工事につきましての減は、請負契約時点での入札差金として約1.7億円の減となっております。請負率は98.02%でございます。

次の②炭ガラ処理につきましては7,562万3,000円と、当初計画より537万7,000円の減額となっております。本体工事に先行して施工しました2番目の土壌汚染対策工事と合わせまして、2億840万2,000円となりました。なお、先行処理した工事におきましては、転石等のふり分け、分別、洗浄などの要因で、全体で477万9,000円の増額となっております。

次に飛びまして、大きな3、避難通路整備費についてです。

1番、工事費の①工事費についてですけれども、軌道整備費等の追加や、来年予定しております③番の市発注工事、内装工事は市内業者等をお願いしたいということで別立てにしておりますけれども、こちらの積算見直しを行った結果、合計で2,409万円の増を見込んでおります。

次に、大きな4番です。進入路整備工事。こちらも別途工事でありますけれども、567万6,000円の減額の見込みで、来年3月の完了をめどに進めております。

次が、6番、その他、1の電算関係システム移設費の項目ですけれども、今回、書類・転用備品の引っ越し業務、約2,000万円ほどです。あと、市民交流センター、仮称でございますが、ホームページ作成経費約600万円ほどを計上したことなどで、3,250万円の増を見込んでおります。

大きな2番の備品・消耗品費については、品目、数量などを精査した結果として2,600万円の増を見込んでおります。なお、備品等の概要については、この後、改めてご説明をいたします。

以上、全体としましては、現時点で8,280万3,000円の減額を見込んでおります。

次に、資料の4ページをお開きください。

こちらのご説明に当たりましては、別冊にしておりますA3判の参考資料も時々にあわせてごらんいただきたいと思います。

本資料の2番、建設工事の変更について主な内容をご説明いたします。

なお、増減額につきましては、直接工事費に間接経費及び消費税を加えた金額として整理しております。また、これからご説明します変更項目につきましては、前のページ、3ページをちょっとお開きいただきまして、戻っていただきます、3ページの一番上の本体工事費、1、建設工事の①の建設・造成・外構工事、この部分の中における主な変更事項ということでご理解いただきたいと思います。

それでは、4ページを説明いたします。

上から順に、1点目でございます。廃棄物混じり土の処分経費で2,830万円の増となりました。これは、掘削土壌の中に微量の石炭焼却灰が確認されたことから、周辺環境に影響を及ぼさないことは確認しつつ、現場内で埋め戻し土として活用することとして、県の環境部局と協議をいたしました。当方としては、調査の結果無害であること、混じり土への混入がごく微量であることを説明いたしました。含有量が少なくても分離することが不可能であり、総体として処分するように指導を受け、産業廃棄物として適切に追加し、処分したものでございます。

次の2番になりますが、駐車場管制設備についてでございます。別冊の参考資料を1枚おめくりいただきますと、1ページ、配置図ということで、既にご案内の皆さんもいらっしゃるかと思いますが、この敷地内に入るゲートを2カ所予定しておりまして、メーンのところが国道106号側のほう、バックのほう、裏側のほうが出逢い橋の脇のほうから入るところです。こちらが位置を示した図面となります。

自動精算機の設置につきましては、宮古駅前の2つの市営駐車場と包括的に管理委託することにより、市民サービスの向上や維持管理費の削減を図るために有効であると判断しております。このため、本体機器の取り付け工事等を工事対象外として配管配線工事のみとするもので、1,912万3,000円の減を見込んでおります。

次に、3番目の項目です。

非常用発電機が故障するケースなどに、建物外部に電源車や可搬式発電機を接続できるシステムを計画しておりましたが、電源接続盤を実装しない場合であっても短時間に仮設電源の引き込みが可能となることから、一部の設備を取りやめることとしたもので、1,078万8,000円の減を見込んでおります。

次は、4点目です。

無停電電源装置についてですが、主に住民基本、住基端末のバックアップ用でございますが、中央式と呼ばれるものから分散式ということで変更することにより、イニシャルコストや保守点検等のランニングコストの抑制を図ることができることがわかりましたので、310万9,000円の減額を見込みました。

5点目に入ります。

5点目は、市民交流センター（仮称）1階の交流プラザでございます。場所については、別冊の資料の2ページをお開きください。1階の右側に赤囲みをしてありますところが交流プラザ、いわゆるオープンスペースの部分になります。

そして、この参考資料、同じ資料の7ページをごらんいただきたいと思います。A4、1枚になっていますので、ちょっと開きにくいと思いますが、こちらが市民交流センターの交流プラザの変更前、変更後のイメージのパスとなっております。こちらをごらんいただきながら、変更点についてご説明をお聞きいただきたいと思います。

変更点の1つ目ですけれども、床暖房部分の仕上げについて、床暖房ということで、乾燥収縮などによってコンクリート面にクラックが生じる可能性がありますことから、また、木材活用を図ることとして、フローリングに変更したいと考えました。こちらで495万円の増となります。

また、つり下げ式の照明ということで、7ページのほうの上のほうの絵をごらんいただきたいと思います。ちょっとわかりづらいと思いますが、照明がぶら下がっているイメージがわかっているだけでいいと思います。一時避難場所となり得るスペースでもございます。照明自体の揺れに抵抗感を感じるというご意見が非常に多かったものですから、天井LED蛍光灯、ダウンライトというふうに変更したいと考えています。こちらで330万3,000円の減となります。イメージは別冊7ページの下のほうのイメージに変わるところでございます。

次に、変更点6番目の項目になります。

施設全体のコンセプトとしましては、ガラス面を多用するということで、当初よりご説明申し上げておりました。各階、各フロアごとに検証をこれまでしてまいりました。プライバシーの保護や執務上の壁面の確保の必要性を整理しまして、壁、扉、ガラス、シャッターなどの一部を変更するもので、トータルで613万1,000円の減額を見込んでおります。

なお、変更箇所につきましては、参考資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

2 ページが平面図、1 階部分になります。雲みたいなもので囲んだところが変更箇所の 1 つでございます。こちらが、その上のほうが本庁舎側の総合窓口課というところで、市民の方が諸手続のためにお越しいただくスペースでございますが、市民の相談業務を行うスペースが近接、近くになっておりますので、ガラス壁を乾式壁に変更するものです。

次の参考資料の 3 ページをお開きいただきます。こちらは 2 階、やはりお客さんがたくさんいらっしゃる部分でございますけれども、同様にガラス壁を乾式壁に変更し、シャッターが必要なくなった部分が右側の雲のところでございますし、左側のほうは、お客様といいますよりも執務の部分でロッカー等を置く部分もございますので、全面ガラス壁を乾式の腰壁、大体 1 メートル 10 センチくらいの壁をつくり、上をガラス面にしようと思っております。

参考資料 4 ページは変更点ございません。

5 ページは、平面プランで 4 階と 5 階となっておりますが、議場フロアというところの部分で若干変更ございます。左上のほうです。一番上のほうがオープンテラスということで、ガラス壁を外壁及び乾式壁に変更するというので、会議を催す会議室、そこは休憩のために往来する方々からの視線も気になる部分ではないかなという部分で、こちらを外壁及び乾式壁にしたいということでございます。その他、ガラス壁を乾式壁に変更。あとは議会事務局の事務所も全面ガラス壁だったものを腰壁を使い、扉をつけるということで、これは、それぞれ担当部局ともご相談をした上で変更を加えたいというところでございます。

以上が 6 番目の変更点になります。

7 番目の変更点になりますけれども、避難通路となります。

参考資料の 6 ページを開いていただきたいと思います。こちらの避難通路平面図、右側が宮古駅側、左側が建物側、新設側という位置関係でございます。こちらですけれども、この図面の中で変更前が青い部分の囲みが自由通路の枠になります。今回、変更後は赤い部分となっております。

宮古駅前のエントランスゲートの施工に当たりまして、J R 補償工事で既存建物を解体しましたところ、ホームの土どめ用擁壁が発見されましたことから、これが建物の位置と干渉することが判明いたしました。協議の上、避難通路そのものの構造は変更せず、駅前広場側に移動することとし、建物側の 2 階への接続部分の躯体を伸ばすことといたしました。本体施設、真ん中ら辺に本体施設という言葉があって、ちょっとピンクがかったところで塗りつぶしているところ、増床部分 9.71 平米でございます。こちらのほうが増床になる部分でございます。こちらについて、524 万 9,000 円の増を見込んでおります。

なお、変更点について、その他軽微な変更や精査の項目があり、その合計は 395 万 5,000 円の増となっております。当初の契約額は超過しないような形で進んでおることもあわせてご報告を申し上げます。

次に、本資料の 5 ページをお開きください。

3 番、備品・消耗品の購入についてでございます。

初めに、備品等の整備方針についてですけれども、平成 27 年 7 月に実施いたしました既存備品、現在庁舎にある備品を調査いたしました。これに基づきまして、新施設に移設して転用できるものは引き続き使用したいと考えています。例えば、総合窓口とか、仮復旧しております保健センターの備品は非常に新しいもの、まだまだ使えるもの十分ございます。それらこれらをきちっと仕分をしながら使えるものは転用し、移設をしたいと考えております。また、新規に購入が必要なものにつきましては、予算措置の上、入札等の準備を進めることにしたいと考えております。

供用開始に向けては、計画的に準備を進める上で、文書や物品等の引越し前に備品等の納入を終える必要もごございます。今回は、新規購入を予定する備品等のうち、納入業者の選定や、発注から納品までの製作期間を要するもの等々の都合から、一部の備品等について先行して事務を進めるために、債務負担行為による補正予算を上程させていただきたいと思っております。

5 ページの（２）概算費用になりますけれども、施設ごとに、主要な品目ごとに整理した表となっております。概算合計で3億2,000万円とはじておりますけれども、その中で、市の本庁舎の窓口カウンターですとか議場家具、あとは市民交流センターの備品とか子どもふれあいコーナーという部分について、合計は7,300万円ほどでございますが、これについて所要の予算をお認めいただきまして、備品及び消耗品の購入事務を進めさせていただきたいと考えております。

補足の説明になりますが、6 ページをお開きいただきますと、備品・消耗品に関連しましてのスケジュールをここに整理をいたしました。本庁舎1階のカウンターと共用部分の家具、市民交流センターの子どもふれあいコーナー等の備品については、業者の選定をプロポーザル、提案型ということで考えております。また、業者選定の上、製作期間を要するものは、このような工程が見込まれるということをご確認いただきたいと思います。一部のものについては、建設工事の工期内、あるいは工期後の納品をそれぞれ想定しております。本体工事との調整が必要になってまいります。また、本庁舎の2階から4階のカウンターですとか、議場家具につきましては、指名競争入札により発注して、工期内の納品を想定しております。

青囲みのこのスケジュールのところが、今回先行して事務を進めさせていただきたい項目になります。下から2番目のその他の備品・消耗品につきましては、新年度における契約事務を予定しております。

以上が、復興推進課からのご報告、ご説明となります。今度も市民に親しまれ、利便性が高い施設となるように建設工事を進めながら随時ご報告いたしますとともに、予算上程などさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に4番、関連の道路整備事業につきましては、都市計画課からご説明をいたします。

○議長（前川昌登君） 多田都市計画課長。

○都市計画課長（多田 康君） 都市計画課長の多田でございます。

それでは、私のほうから4、関連の道路整備事業についてのご説明をさせていただきます。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

資料のほうは本体資料でございます。本体資料のページをめくりまして、7 ページ目、折り込みになっている資料でございます。

この事業につきましては、大別いたしますと2つの事業からなっております。2つの工事となっておりますが、今後発注する事業としては1本として発注する予定として現在進めております。

まず、資料の中央の丸囲みで表示をしてございます交差点改良及び進入路の整備でございます。新しい施設、拠点施設のメインの入り口となりますことから、市道の拡幅、それから交差点の改良事業を予定しておるところでございます。

市道拡幅につきましては、既に用地買収、それから支障となる電柱移転等の工事は終了してございますが、今年度は、交差点の隅切りの改良、それから歩道の設置、舗装整備といった工事を予定しておるところでございます。改良後には、道路幅員は9.5メートル、車道が7メートル、歩道が2.5メートルでございます。そのような仕上げとなる予定でございます。あわせまして国道106号の交差点の東西の右折レーン、黄色の表示をして

ございます。オレンジ色でしょうか、で表示をしてございます、東西に右折レーンを設置する工事も予定しておるところでございます。この秋には工事発注をし、来春の完成を目指して事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、中央部分から右上にかけて赤で表示してございます市道八幡沖鉄道路踏切線改良でございます。かねてより懸案でございました八幡沖鉄道路踏切について、現在の踏切から約13メートルほど西側に移設拡幅を行いたいというふうに考えてございます。それに伴いまして、南北に接続する市道部分も拡幅及び線形改良を行いたいというふうな考えでございます。少し上のほうに箱囲みで書いてございます標準断面を添付してございます。先ほどの説明と同じく、7メートルの車道と2.5メートルの歩道を整備する予定としております。

整備に当たりましては、干渉する土地、それから建物がございます。それぞれ現在鋭意交渉中でございますが、工事発注までには契約締結の見込みとなっております。先ほどご説明をいたしました交差点改良、それから進入路整備工事とあわせまして、工事発注を11月ごろ、年度内完工を目指して工事を進めていきたいというふうに考えてございます。

赤の車線で表示をさせていただいておりますが、踏切部分の工事につきましては、JRへの委託工事となります。この踏切部分の工事につきましては10月からの着手の予定としてございます。新しい踏切への切りかえを30年2月ごろ、それから既設踏切、現在の踏切の撤去を4月ごろを見込んでございます。その完成後、検査、それから列車を走らせての試運転を予定しておるところでございます。

なお、この市道八幡沖鉄道路踏切線改良予算につきましては、既に今年度予算として計上済みでございます。先般、復興交付金の事業採択が得られたこと、それから設計作業の進捗に伴いまして、本定例会の補正予算として、費目間の調整であるとか、財源の組み替え、それから債務負担等を提案する予定としてございます。別途ご審議いただけますようお願いをいたします。

以上が本日の説明内容でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終わりました。この件について何かご質問があれば。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 私は、ただいまご説明をいただきました内容についての質問に入る前に、本日説明いただいております事業についての議会としての対応、扱い方について、議長の判断も含めて提案をさせていただきたいと、こう思います。

それは何かといいますと、一つは、議会基本条例では、常任委員会機能の活性化ということを目標に掲げております。今回は中心市街地拠点整備事業ということで、いわば各常任委員会の所管にまたがる施設が合築という形になりまして、いろいろこの予算過程では、分科会審査のときにはどこの常任委員会が担当なんだという点では、多少ダッチローする局面もあったと記憶をしております。

そこで、きょう全協で説明いただいておりますのは、おおむね2つだというふうに認識しております。建物の整備にかかわる部分、もう一つは道路整備にかかわる部分、2つでございますので、これの議会のほうの担当は、建物に関してもいいかと、これ見た限りでは、総務常任委員会と教育民生常任委員会になるのかな。そして、道路管理につきましては建設常任委員会のいわば担当になるのかなと思っておりますので、きょうは全員協議会ですから、ここから先、きょうの全員協議会で終わりではなくてですよ、やっぱりそれぞれの所管がしっかりとこの事業に向き合うという対応が必要ではないかと思ひまして、あえて一番最初に手を挙げさせていただいたわけでありましたが、きょうは全協ですので、この間の議会のいわば運営にかかわる対応についまし

ては、一つには、常任委員会を優先していこうというようなご意見でありました。なおかつ、当局におかれましては、常任委員会でも説明もして、全協でも同じような説明をするのかということがありまして、そこは基本は、議会が目指しておりますのは常任委員会機能の優先発揮ということですので、常任委員会を優先しましょうと。その上でなおかつ全協との取り扱いにつきましては、委員長の判断で、所管の常任委員会委員長が全協が必要だと判断をすれば全協を開きましょう。これが今日までの議会の合意点でございました。

今回はいきなり全協であります、それは思うには、さっき言ったように3つ以上の常任委員会にまたがる事業なので、そういった意味では非常に事業費も大きい、全市的な関心も高い、そういった意味ではここは全協だろうなというふうに私は勝手に理解をしておりますので、したがって、先ほどの説明は説明として伺いましたし、特に新しい議員が大変おりますので、その点については率直な質疑の会にきょうはなるのかなと思っておりますので、そこから先は、私はぜひ所管の常任委員会が、例えて言いますと、施設に関して言いますと、本庁舎は総務常任委員会、保健センター等交流センターは、若干総務とまたがる部分もありますけれども、あえて教育民生常任委員会、あるいは合同も含めてですね。そういう形でしっかりやったり、この予算対応も含めて、私は議会が本来のやっぱり役割を発揮するべきだと、市長がせっかくご意見をお願いしたいとおっしゃっているわけですから、そういうふうに対応すべきだと思いますが、議長どうですか。

○議長（前川昌登君） 田中議員のおっしゃっているところについては、私とすれば、今回この庁舎の移転についての説明ということでございますので、全議員で認識を持っていただいて次に進むということであると思っておりますので、全協でやって何ら差し支えないというふうに思っています。ただ、委員長がどうしてもということであれば、委員会でもって再度説明を要請するということは可能であると思います。

田中議員。

○26番（田中 尚君） 私はなぜ長々と説明をしたかといいますと、我々の議会活動の指針は議会基本条例であります。確かに条例自体は理念条例で、いわば義務的なものではないとはいえですよ、我々がやっぱり努力すべき目標は条例ですから、やっぱり条例違反ということになるわけにいかないので、違反の局面でありませんが、しっかりとこの条例を踏まえたやっぱり活動をしようということでは言っています。したがって、きょうの全協を説明を受けた後は、常任委員会でしっかり議論すべきだというのが私の提案です。委員長が必要だと思えばおやりくださいと、そういうことではないんです。私が言っているのは。なおかつ、全協ですから、きょう集まった皆さんがそうだとすればそういうことになるんです。そういった意味でそういう取り扱いを、議長の見解も含めながら皆さんにお諮りをいただきたい。こういうことではございます。

○議長（前川昌登君） 当然、委員会を持って詳細な検討をするということについては何ら差し支えないというふうに思います。

何かございますか。

長門議員。

○18番（長門孝則君） 例えば、市長のほうからこの案件について説明をしたいと、そういうお話があった場合は、やはりせっかく各常任委員会ありますので、所管する常任委員会がありますので、議長とすれば委員長に、やはりその辺を申し入れをして、委員長の判断でこの案件は常任委員会開く必要がないというよりは、むしろ全協のほうでやっぱり説明してもらったほうがいいということであれば、全協できょうのように説明していただいていいわけですが、やはり今田中議員がおっしゃったように、やっぱり議会は常任委員会主義ですので、やはりそこはまず尊重をして、今言ったように委員長の意向の上で議長が判断してもらえればいい

のかなと、そういう思いであります。よろしくどうぞお願いします。

○議長（前川昌登君） 加藤議員。

○27番（加藤俊郎君） きょうの説明の中で、うち9月補正で債務負担行為で上げられてくるというものもございますが、この9月補正予算につきましては、先般の議会運営委員会で、補正予算については、今回から分科会方式ではなくて全議員で審査するというふうにお決めたような気がするんですが。

それで私が何を言いたいかというと、補正予算についてこのように5件上がっているわけですから、このことはこのことでしっかりと、今回は全員での審査ということですので、分科会方式ではなくて全員での審査ということになっていることから、そのように理解すべきだと。要するに分科会方式ではなくて、全議員での補正予算審査というふうに議運でお決めいただいたということをまず念頭に入れていただきながら、ただいまの田中委員と長門委員の意見についてはしっかりと対応すべきじゃないかなと、そのように思っています。

また、この事業につきましては、中心市街地の移転事業につきまして、やっぱりこれはタコつぼ方式でもって、各常任委員会というよりも全議員でこのういった形で、全員協議会でもってまず審議、協議をいただいて、それから、今般の補正予算上がっている部分については全議員でということですが、それでもなお必要だということであれば、各常任委員長の判断のもとに常任委員会でやるということもやぶさかではないののではないかと考えております。また、常任委員会中心主義プラス、会派も入れながら、二本立てでやりながら、最後は本会議で決めるというのは議会基本条例の趣旨ではなかったのかなということもあわせてお話をしたいと思っています。

以上です。

○議長（前川昌登君） 本題に戻ります。

中心市街地の件について、質疑があればどうぞ。

白石議員。

○5番（白石雅一君） すみません、1点質問させていただきます。

4ページの建設工事の変更について、その番号の2番、駐車場管制設備についてですが、こちらの設備も中心市街地の完成時期と同時期にしなければならないと思うんですが、いつどのように包括的に管理委託という形になるのでしょうか。

○議長（前川昌登君） 多田都市計画課長。

○都市計画課長（多田 康君） 駅前侧のほうの駅前駐車場、それから東駐車場を管理している立場の都市計画課からちょっとお答えをしたいと思います。

現在、駅前侧の2駐車場については、それぞれ委託をして業者管理ということでやらせていただいております。それから、今度できます拠点施設の前の駐車場、これは以前は直営でというような考えもあったわけですが、さまざま考えていきますと、駅前侧、線路を挟んだ駅前侧と一体で管理していくのがよろしいであろうというような結論に至って、以前もそういう説明をしているところでございます。包括的にそれを管理委託、管理委託の方式、それから時期も含めて今後の検討というふうな考えを持っておりますが、開庁時期までには一括して利用が可能となるように、現在スケジュールを組んでいるところでございますので、方針決定までは、なおもう少しばらくのお時間を頂戴したいというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） いや、いきなりもう質問に入って、議長がそれを促したので、そういう挙手、挙げて、

白石議員が質問したんですが、そうではなくて、加藤副議長からはさっき言ったような意見が出た。田中議員からは、きょうの全協は全協として、もちろん市長からの説明を受けて理解を深めるというのは誰も反対しているわけじゃないので、詳細については重要なことなので委員会でもきちっとすべきだというのは、何も複雑な問題ではないので、そのこと自身についてちゃんと結論を出した上で、きょう説明あったことの事業の自身についての質問に移るといふうに、ちゃんとけじめをつけてやってほしいんですが。

私は加藤副議長の提案も、要するに何を言いたいのか、個々にはわかりますが、要するに田中議員が提案したことについてはどうすればいいのかという点では、ちょっと私はよくわからなかったんですが、きょうの全協は全協でやって、やっぱり私は委員会は委員会で行ったほうがいいんじゃないかと。補正については私も全く同じ理解なので、それはそれでいいんですが。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 今の件につきましては、先ほど議長は委員長の裁量権を認めた上で、それはもうオーケーですよという返事をしていますので、そこは委員長さん、教育民生委員長、建設常任委員長、そして総務委員長がどう判断するかということですので、当然私は、今の議長のよろしいですといった言葉を受けとめて、やるものだと思っておりますので、その上できょう説明を受けた内容についても質問すると、そういうことで白石さんが聞いた。私はそう理解しております。よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） そういうことでよろしくお願いします。

落合議員。何度も繰り返さないようによろしくお願いします。

○20番（落合久三君） いやいや、私はまだ1回です。今、田中議員が言ったように理解していいんですか。私は議長の先ほどの進め方はそうは思わなかったもので、あえて聞いたんですが、そうであればいいです。そういうことですか。

○議長（前川昌登君） はい。

○20番（落合久三君） はい、わかりました。

じゃ、質問やっていいですか。

○議長（前川昌登君） はい、どうぞ。

○20番（落合久三君） A3の資料の4ページの建設工事の変更について、1、廃棄物混じり土の処分のことでちょっと質問をします。

ここにいく前に、1つ戻って3ページ、A4のほうと関係するので、3ページの事業費の増減なんですが、1、本体工事、そのこの1の建設工事の②炭ガラ処理と本体工事の大きい2の土壤汚染対策工事、これは、先ほどの説明では2の建設工事、その下の2の汚染土壌、これは先行して対応した工事のほうで2であると、②の炭ガラ処理というのは、これが4ページでいう1のことなんですか。この関連がちょっとわからないので、まずそこをちゃんとした上で質問したいので、答弁をお願いします。

○議長（前川昌登君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） ただいまのご質問でございますが、3ページをごらんいただきまして、今お話がありました本体工事1の建設工事1の②の部分ではなくて、先ほど4ページで告示した1点目の変更は、①の建設、建築・造成・外構の部分の中での変更でございますので、別でございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） そこで、4ページのA3に移りまして、この説明あって、文章では理由というところ

ですが、微量の石炭焼却灰を含む土壌が確認されているがという表現になっているんですが、これは昨年、先行して汚染土壌を除去する、あのときの説明では、いわゆる第二種の有害物質、鉛、砒素、これはざっと6,100立米あると、それとは別に産業廃棄物である石炭の焼却灰が8,800立米あるというのが当時の説明であります。今ここで理由で書いてある微量の石炭焼却灰は、この間議会に説明してきた8,800立米に含まれていない、途中で微量であるが石炭焼却灰が出てきたので、どうしたらいいかという説明になっているように思うんですが、そういう理解でいいですか。要するに、当初の8,800立米を除去する石炭焼却灰ですね、それとは別物なんですか。

○議長（前川昌登君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） はい、昨年ご説明をした8,800立米の範囲でございます。実施設計時に想定していた範囲、掘削の深さについては変わりございません。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 今、課長は、当初説明してきた除去しようとしている8,800立米に含まれるということだと、これは既に予算措置されているんじゃないですか。つまり石炭焼却灰8,800立米、昨年の全協等での説明では、この石炭焼却灰のほうの除去の費用は1億2,000万円という説明を受けている。その費用とは別物で2,830万円新たに予算措置をするというのは、ダブルカウントになるんじゃないですか。

○議長（前川昌登君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 当初から普通土が混入した状態で処分が必要だという認識はございました。ただし、見込みですと比較的径の大きいガラですとか、層として分別できるもので、確認できるものと思っておりますけれども、想定よりも非常に細かい層で、かつ、それらを目視で可能な限り分別して計量しても、全体の3%以内のところ非常に微量であったことから、場内での活用の可能性を確認したものでございます。石炭の燃え殻については無害でございますし、浸透性にもすぐれておりますので、現場内の埋め戻し土にも適していると判断して県と協議してきたものでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） いや課長、私の言っている意味わかりますか。新しい議員さんもいるので、いや、それを想定して何か言っているつもりはないんですが、第二種有害物質、鉛、砒素は全部で3,600立米ありますよと。これはJ Rと宮古市が案分で、ちょっと数字は正確ではありませんが、J Rが約6割を撤去します。建物の下に、これから建つだろう建物の下の部分の2,500立米については、宮古市が時期が来たら取りますよというので合意して、もう終わっているわけですね。

それから、今提案になっている石炭焼却灰のほうは、先ほどの課長の説明では、昨年地質調査等、土壌の調査をずっとやって、そして8,800立米、石炭焼却灰がありますよ。これは産業廃棄物なので、しかるべきやっばり除去しないとだめですよということで、1億2,000万円計上というか、1億2,000万円は土地を購入する代金から差引く計算で、有害物質を除去する費用は約9,000万円、石炭焼却灰を除去するのは1億2,000万円、合わせて約2億1,000万円、これは土地の購入費から差引いて計算上はやっているものなんですよ。

今、課長が説明したのは、この微量の石炭焼却灰が、表現が、新たに確認されたと、それで、その周辺に影響を及ぼすようなものではないので、県と協議を行ったならば、県からは微量であっても処理法に基づいて処理するように指導を受けたので追加処分をした。つまり新たに予算措置をとりますと、とったという説明になっているわけです。私は、8,800立米を除去することは既に合意済みなわけで、金額もあるわけだから、ここに計

上したらダブルカウントになるんじゃないですかという素朴な疑問を言っているわけ。

そして、処理するという前提で事を進めてきたのに、何で県とまた協議する必要があるのかなというのも正直わからないんです。必要ないんじゃないですか。除去するということで初めてきたやつなんだから、ここに2,830万円を新たに計上するというのは、これはちょっと正しくない。私はおかしいと思いますよ。部長どうですか。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 復興推進課長の説明がちょっと悪かったと思います。

まず、約2億900万円に関しては土壤汚染対策法による除去ということで、それが用地取得分から差引いた形でやっていますという説明は、これまでもしてまいりました。その部分が、先ほどの資料でいう、3ページでいうところの1の②と1の2の合算額ということになります。土壤汚染対策法に基づく工事につきましては、まずJRが施工して、宮古市がその後施工しております。10月に完了して、措置完了届を提出して、昨年の11月に区域の指定解除になっております。

請負契約は、落合議員もご承知だと思いますが、昨年の9月末に請負契約の締結の議決はいただきました。今説明した建設工事の中での変更というのは、この廃棄物混じり土というのは、JVさんの工事が始まった時点で基礎工に取りかかったときに生じたものです。

当初から説明したとおり、産業廃棄物である炭ガラに関しては、まず施設の中で地下に隠れてしまう、要するに外に搬出しないということであれば大丈夫だという部分の言われ方はしていたんですけども、現実的にはやはり、JVさんのほうが非常に、これは企業としてのコンプライアンスだと思うんですけども、気にされて、できれば安全に処理をしたいというお話がございました。そこでJVさんのほうからは、廃棄物処理法を最終的に所管している県の見解を聞きたいということで、先ほど復興推進課長が説明したとおり、県としては微量であっても、微量というのは大体3%程度でございましてということでございまして、我々としても発注者として、じゃ、やらなくていいということも言えるところもあったんですけども、JVさんのほうはあくまでもグレーよりはホワイトにしたい、こういうこともありましたので、この部分はJVさんと契約した金額の中に新たに2,800万円が生じたということですので、土壤汚染対策法の部分とは別に、今回の建設工事の変更の中で説明をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 申しわけございません。先ほどの落合議員のご質問に対して私がお答えした部分で訂正ございます。大変申しわけございません。

昨年示した調査に基づく石炭ガラの入っている部分の総量ということで、8,800立米という中に含まれていると私お話ししました。それがちょっと誤りでございまして、今回の分については、炭ガラの形状とか混入度合いが大分違いがありまして、昨年まで調査をした部分の数量には入らない、ごく微量で調査を行っても普通土とみなされていた部分の除去が今回の追加分となりますので、先ほどの説明、8,800立米には入ってございませんというご説明、改めて申し上げます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） そうであれば、そこはそこで納得します。いや、課長が入っているというもんだから、おかしいなと思ったんです。

そうであれば、端的に言えば、事前のあそこのJR用地の調査が、非常にじゃないかもしれませんが、ちょ

とずさんであると。だって何十ポイントにわたってずっと金かけて調査して、深さこのぐらいでこうこうでという説明ずっと受けて、我々もきていますから、最終的には炭ガラについては8,800立米ですよということ
で議決をしてスタートしているものが、今になってまた出てきたということは、結局は土の調査がちょっと不
十分だったのかなというふうにも言えるし、仮にそうだったとしても、ちょっと課長、この微量の石炭焼却灰
って、微量って何立米ですか。

○議長（前川昌登君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 微量という部分につきまして、改めて、お手元の資料にございませんけれども、
私どもがサンプル調査したところでは、0.数%から2.5%入ります、3%以内の範囲で、あとはほかの普通の
土、見かけ上の土ですし、実はその石炭焼却灰自体も一見して土に見えるという状況でございましたが、やっ
ぱりきちっとした調査をした上で県と協議をしたものでございます。

○議長（前川昌登君） 落合議員。

○20番（落合久三君） 議長、最後にしますが、0.何%から2%台、数字はわからないんですか。

言いたいのは、そんなに膨大な量ではないんじゃないかと、そういうふう思うんですよ。そういうものを、
本当にこの2,830万円また予算措置をして処理しなきゃない、本当にそうなのかどうかというのがわからなくて
聞いているので、私は、その程度の微量であるのであれば、やっぱり議決した予算の内、それはやっぱり何
とかしてもらおうというふうにするのが当たり前じゃないかなという思いがあるので聞いたんですが。

○議長（前川昌登君） 山崎企画部長。

○企画部長（山崎政典君） 数量につきましては、1の変更内容のところに書いてありますとおり、984立方メー
トルを産業廃棄物として処分をさせていただきます。処分した件については、大船渡の太平洋セメント及び八
戸のセメントで、土壌汚染対策法と同じ処理をしたということで、基本的には数量は少ないですけども、運
搬等、それから処分のコストがかかるということでこういった金額になったということで、ご理解をいただき
たいと思います。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） ちょっと確認の意味で、端的にちょっと二、三お聞きしたいと思います。

資料の2ページなんです、1つは用地補償費に係る件なんですけれども、増減なしということなんですけれ
ども、実は、国道106号から進入する出入り口、メーンの部分なんですけれども、あそこ1軒残っているんですよ。
それで、あのままの状態で終わりなのかなと、そういうふうに見えていますけれども、実は以前にお聞きし
たときに、地主さんの了解は得ていますと、そういうふうには私は聞いていたものですから、あそこの1軒移転
しないでそのまま残っていますけれども、その辺どうなのかなと、今のあの進入路はあの状態で終わりという
ことなのかどうか、ちょっとそこお聞きしたいと思います。

○議長（前川昌登君） 多田都市計画課長。

○都市計画課長（多田 康君） ご質問ありました進入路につきましては、昨年のうちにそれぞれ補償契約締結
済みでございまして、家屋移転を伴ったものは1件だけでございます。おうちを壊して移転していただいたと
ころは1軒のみ、あとは駐車場をいただいたり、それからブロック塀をいただいたり、それから庭木をちょっ
と切らせていただいたりということで、既にセットバックというか、その幅は確保しているところでござい
ます。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） そうすれば、ちょっと私が勘違いしておったのかな。私、あの家も移転するのかなと思っていたんですよ。ただ、あそこのうちの土地が幾らか提供されていますよね、あれで終わりと、そういうこと。はい、わかりました。

それから、もう一つは財源なんですけれども、2ページ、（2）の整備財源、この中で一般財源から復興交付金4億、変更になっていますけれども、ちょっとこれがどういうことになったのかなと。というのは、例えば、備品・消耗品、備品等の財源については復興交付金の対象にはならないんだと、そういうふうに思っているんです。そういうことでこれは一般財源なんだな、一般財源を充当するというふうに私考えておったものですから、ここにきてこういうふうに変わったというのは、変わることはこれはいいんです、一般財源が交付金を利用するということであればいいことなんですけれども、その変わった理由をちょっと教えてほしいと思います。

○議長（前川昌登君） 若江財政課長。

○財政課長（若江清隆君） ただいまご質問でございますけれども、備品購入費に、復興交付金ということでなくて復興基金ということになります。復興交付金基金につきまして、市民交流センターのほうが交付金事業として国のほうにお認めいただいて、交付金基金から繰り入れて整備しているわけでございますが、復興基金には独自の財源の分がございますので、そちらのほうを庁舎の一体整備、建築と一体となって整備する部分であれば、庁舎であれば起債、合併特例債の対象になるので、ならない部分の備品ですとか、あるいは消耗品の部分、ここに復興基金の分を、自主財源の分を充てさせていただきたいというところでございます。

具体的に申し上げます、復興基金の中には、全国市有物件災害共済会から震災直後にお見舞金をいただいております。ここまでの公共施設等の復旧とか、そういうのは進んでまいりましたけれども、この辺を見て、この分の財源を充てるという内容でございます。

○議長（前川昌登君） 長門議員。

○18番（長門孝則君） あと1点だけ、これは要望ですけれども、資料の5ページなんですけれども、備品・消耗品等の購入、説明があったように机、椅子、使えるものは使うということです。ぜひそうあってほしいと、古くなったから新しいものに変えるということではなくて、やはり、事務に支障があれば別ですけれども、やはり使えるものは使うと、無駄をしないようにしていくという考え方で、この備品・消耗品等も購入してほしいと、そういうふうに思っています。

やっぱり市民感情として、私耳にするのは、やはり庁舎だけ新しくして誰が入るんだと、新しい庁舎に職員が入るんでないかと、まだ仮設住宅にいる人たちも、500人ぐらいはまだ仮設にいるんですよ。だからやっぱりそういう市民感情を考慮して使えるものは使っていくと、無駄のないようにすると。やはり市役所にも机、椅子、市民などが来て見るわけですよね。だから、そういった市民感情を十分念頭において、当然そうしていただけたと思いますけれども、その辺を十分市民感情を考えてやってほしいと、そういうふうに思っております。これは要望です。以上です。よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） すみません、ちょっと先に繰り返しになって申しわけないんですけれども、この全協のあり方、議長、加藤副議長は何かよくわからないような話をしているんですけれども、皆さんで決めたからそうなんだという話なんでしょうけれども、全協はもともとやはりガス抜き、本会議の形骸化になっているということが、これまでのいろいろの改革といいますか、対応をどうするかということを考えてきたわけですね。

直近では、今、副市長に就任されております佐藤副市長が総務部長だったときですけれども、委員会で説明して質疑を受けて、そして全協で説明して質疑する、これは大変だということで、じゃ、補正予算含めて委員会に先議権といいますか、先に審査をする、説明して進めていくという仕組みに変えたのです。私は、この間全体審査に基づく分科会をやめるという中で申し上げたんですけれども、やはりそういった流れをしっかりと、皆さんも、私もそうなんですけれども、一日、一週間、一カ月、だんだん忘れてしまうということですね。ですから、流れをしっかりとやはりそれぞれ押さえていただかないと、もう朝令暮改みたいになっちゃって前に進まないというか、先祖返りしてしまうということを、まず申し上げたいです。

ですから、全協でもって大事な部分が市民に見えない中で物事が決まっていくということが、やはり一番私は問題があると、要するに本会議の形骸化という部分が大変心配をしております。ぜひそのことを念頭に置きながら今後の議会運営をお願いしたいなと。

まず、今説明を聞いて、また一部質疑を受けてやっていますけれども、質問をしなくてもいいような説明なら説明をすればいいじゃないですか。今、岩間課長には申しわけないけれども、これやっぱり落合委員から聞かれるまでもなく、誰もが思っちゃうじゃないですか。新規なんですかと聞きたい。新規なら新規と、新たに発生したものだって説明すればいいじゃないですか。だから、そういった説明もしっかりと、100%は無理にしても、限りなく説明を丁寧にさせていただければいいのかなという思いがしました。

ちょっと確認なんですけれども、資料の4ページでしょうか、それぞれ変更について、理由それぞれあると、項目、内容があります。それぞれJVさんとやりとりをしながら決めてきた、また、コンサルを含めて、設計屋さんを含めて、そういった方々とやり取りをして決めてきたというふうに思うんですけれども、VE方式というのがかつてあって、提案してトータルで削減するのであれば、要するに予算措置を、事業費を極力抑えるという考え方でVE提案を某出崎開発のときもやったんですね。今回、方式が当然違うんですけれども、事業費をいかに低く抑えていくかと。最初説明しているこの入札差金ですね、これを先に説明されると、満額の範囲の中でというか、当初の差金の範囲の中でおさまればまだ変更も増も可能だというふうにも聞こえてしまう。だから、トータルで事業費をいかに抑えていくか、これは国からお金が限りなくじゃぶじゃぶ来るから何でもいいんだと、満額使えばいいんだという考えでは当然ないと思うんですけれども、どうやったら事業費全体をコストを下げるかというのが、なかなか見えないですね。

だからそういった点はまず1つ、一問一答ですから、そういった点はどこから提案があって、そういった事業費削減を、意思というか、発注者としての意思があらわれているのか、それをちょっと説明してください。

○議長（前川昌登君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年の全協におきましても、松本議員からはVEのあり方ということで、品質をよりよくしながらコストを落としていくということのお話をいただいたと記憶しております。今のお話のとおりだと思っております。

入札差金の部分で増額の幅があるということは私たちも意識しておりませんで、現在、当初契約したところでなおかつ努力をしているところでございます。実際現場のほうでどのように動いているかというのを、若干ご紹介させていただきます。

契約以後、定例会議ということで全体会議を月に2回、私どもの監督員、監督補助員、あとは復興推進課、建築住宅課の課長、室長も同席した定例会議に臨んでおります。それ以外に、設備関係、意匠関係、それらの各分野の分科会というのもその合間に行っております。そこで、さまざま現場からの提案がございまして、それ

について、どう取り上げるか、または先行事例はどこでどうなっているのかという部分は、CMが情報を収集した上で、その現場の会議に臨んでいただいています。場合によっては、私どもで判断できないものはこちらに持って帰って、関係課と協議をしたり、あとは市長にもお伺いしたり、全てそのようなことで、何度も何度もやり取りをする中で二重三重のチェックをさせていただいておりますし、よりいい建物、よりいい設備、よりいい意匠、それらを心がけながら現場とのキャッチボールをさせていただいているものの結果の一部がこちらになってございます。

1つ、この4ページの資料でお話ししますと、2番と6番については私どもからの提案でございますし、3、4、5番については、逆に現場から提案があったものを我々のほうで評価といいますか、合意をしながら進めていくということで、一個一個つぶさせていただいているということとはご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） はい、わかりました。

ちょっと細くなって申しわけないですが、駐車場の管制整備、さっき質問がありましたが、全体として東西の駐車場と一緒に管理するほうがよりいいんじゃないかという説明だったと思います。

この東西の、今既存の駐車場の管理について以前申し上げた部分がありまして、検討すると言ったのか、改善すると言ったのか、ちょっと正確に記憶はないんですが、これは非常に競争性が働かない仕組みになっているということを指摘をさせていただきましたが、その点は考慮されて、今後一体的な管理運営をするということになりますか。

○議長（前川昌登君） 多田都市計画課長。

○都市計画課長（多田 康君） 駐車場管制システムという、いわゆるゲート管理の機械を入れた時点でその管理運営の会社が決まってしまうという側面があるので、なかなか競争性が働かないというご指摘を、これまでも決算委員会等でもご指摘を受けてきたところでございます。今回、3カ所一体で管理をすることによって、貸し付けになるか、それとも指定管理になるか、まだ公式に定めておりませんが、複数の業者さんからご提案いただきながら、有利なところと契約してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） まず、メーカーが決まるから当然それに伴うサービスといいますか、メンテナンス含めて決まってしまう。これはほかにも例があるように思いますけれども、いずれコストをいかに下げていくかということをやはり本当に真剣に考えていかないと、私はいけないんじゃないかなと。今、この震災以降、私も含めてかもしれませんが、頭の中がバブルですね。もう単位が、震災以前は1万円をどうするか、10万円をどうするか。今やもう100万、1,000万、億単位であります。頭がバブルになっていますから、私はもっとやはりそこはしっかりと、コストをいかに低く抑えるかということを実際に考えていかなきゃならない、そのように思います。

それから、ちょっと細かいところで申しわけないんですが、それぞれの今度委員会であるとは思いますが、蛍光灯というんですか、照明器具をつり下げから直づけにしてLED化、何でここにLED化というのが出てくるのか、最初からこれはトータル的に、今や照明はLED化は当たり前じゃないですか。何でここに改めてこうやってLED化って僕は違うというふうに思うし、つり下げであっても私はLEDなのかなというふうに思うんですが、そこは違うんですか。

○議長（前川昌登君） 岩間復興推進課長。

○復興推進課長（岩間 健君） 大変申しわけございません。資料の作り方が非常に悪かったと思います。変更前の分についてもLED化、もちろんこの新しい施設は全体LED化ということで、以前ご説明したと思いますが、その部分については変わりございませんので、表記がよくなかったかと思います。ご理解いただきたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） わかりました。

じゃ、最後ちょっと7ページの地図、これ建設課に関連するんでしょうか。八幡踏切の改良なんですけれども、私もちょっと半年ぐらいブランクがあるので、この間、どういう説明でこの線形になったのかなというのは説明されているのかなというふうに思うんですが、普通に考えて、こういった線形が選択されるというか、なるというのは、ちょっと不自然な感じがするんですね。

ここは随分前の話ですけども、都市計画道路というのがあって、戦前の話なんだろうけれども、いわゆる防火道路が、要するに防災道路ですね、南北の。これは真っすぐに入っているんですね。たしか。こうした線形になったのをもうちょっと説明ちゃんとしていただければ。そうすると建物の補償をしなきゃならない。

それから、ちょっと私は個人的に、これはJRさんの用地の制限があるのかなと、例えばそこに建物があるとか、そういった部分があるのかな。だから、そういったこともちゃんと説明すればいいんじゃないかなと思うんだけど、ちょっとこの説明。詳しく。

○議長（前川昌登君） 多田都市計画課長。

○都市計画課長（多田 康君） 何点かのお尋ねがあったんだと思います。まず都市計画道路のお話でございしますが、この路線につきましては都市計画道路になってございません。ですので、南北の動線につきましては、ここは都市計画決定していない道路ということになります。

それから、線形のことでございますが、ちょっと見にくい図面ではございますが、ピンクの字で平成30年4月既設踏切撤去と書いたところに、下に黒い線で建物の絵が書いてございまして、お通りになった方はお気づきかと思いますが、現在JRの保線の事務所、2階建ての事務所が入っている建物がございまして。こちらJR山田線が宮古・釜石走らせているときには、電気設備、それから信号設備が入っている建物でございました。ですので、この建物を移設してしまうと多大な補償費用が発生するということがございます。それが1点でございまして。

それから、既存踏切、今の踏切の黒で表示している踏切の位置でございすけれども、この位置がなぜこれまで変更できなかったかという理由について申し上げたいんですが、線路のポイントって分岐器というのがあるんですが、線路の分岐器から5m離さないと踏切を設置してはいけませんというルールがありまして、これまでは分岐器がちょうど新しく新設する踏切の位置、この車線の位置に分岐器がございまして、その分岐器の位置が変わらない以上、踏切の移設ができなかったという経過がございまして。今回、宮古・釜石間のJRの復旧工事にあわせて、JRさんのほうにこの分岐器の移設をお願いしてきた経過がございまして、復旧工事の中で若干その分岐器の位置を移動していただけたという話になりましたので、この踏切の移設拡幅の事業が可能になったというようところでございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） そうであれば、もっと加えて説明していただきたいです。その分岐器を移す。もっと移せないのかという話になっちゃいますね。もうここが限界ですよと、JRさんの保安上というのか、そ

ったのがあるのかどうか、そこも含めて説明していただきたい。

それから、こういった線形になることによって、今の現道が、用地といえますか、敷地残りますね。これどういうふうにご利用されるのか。そこも、残地といえますか、そこ説明ください。

○議長（前川昌登君） 多田都市計画課長。

○都市計画課長（多田 康君） 北側の用地でございます。いわゆる大通り側の用地でございますが、踏切のすぐ脇に民家がございます、その民家の方の通行を補償する必要がありますので、新しい道路からその民家の入り口までは、囲繞地補償という形で道路を残さなければなりません。それから、南側、南町のほうでございますが、現在、線路に沿いまして市道が走っている部分でございますので、その市道への取りつけ、それから近隣への駐車場へのすりつけ等を行ってまいる予定でございます。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） わかりました。

いずれ道路を改良すると、現道と今度新たにできた道路の間に旧道路の残地が残るケースが各地であります。そこをどう活用していくか。場合によっては公的な部分で絡んでやるとか、やっているところもあるんですけども、そのまま何ら何も手がつかず放置されているところですね。そこをほとんど市が管理をしない。草は伸び放題というような現状がありますし、前段申し上げた残地をそういうふうに使うということになっていたんですが、取りのけてしまってそこが駐車場になってしまっている。これ公平感という部分で指摘をされる市民もいらっしゃるんですね。そこに、正式な駐車場じゃないんですけども、駐車代でもないんですけども、近隣の皆さんが有効に利用してしまうということがありますから、その残地の部分はしっかり、今後どう管理していくのかということを明確にしないと、また、近隣の方々が理解してそれに対応していただくようにしなければいけない。そのように思います。課長うなずいています、担当が別ですから、よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 冒頭でお話をしたように、私は建設常任委員会に所属しておりませんので、あえてきょう全協の場では、先ほど松本議員が触れられた部分も含めてちょっと質問したいなと思っておりました。

それは、端的に言いますとこの線の振れ方なんです。これについては、先ほどのお答えは、多田課長のほうからは、いわばJ Rの敷地内にあるこの建物に係るので補償工事に係るという説明でございました。なおかつもう一つは、分岐器の移設の問題でこういう線形にならざるを得なかった。その点については、松本議員は、もっと動かせるんじゃないかということで、まさしくこれが正解だと思うんですね。そうしますと、J Rは分岐器を動かす範囲はここまでだということになった結果、こうなったということなんですか。

なぜ私がそれを聞くかといいますと、今、そんなくばやりですよ。国政もそうです。ここに係る場所はかつての市長候補の家ですよ。覚えているでしょう、市長選挙に立候補した方の物件なんです。ここは。だから何でこういう振れ方をするんですか。だまって道路真つすぐ来たらいいんじゃないですか。相手はJ Rの用地ですよ。J R関連の点検工事の事務所ですよ。関連会社の。同じ補償費かかるじゃないですか。これだめですよこんな、道路の線形というのは。明らかにそんなくが働いている。あえて言いますよ私は。いや市長、苦笑いしていますけれども、現実には道路が真つすぐ通って、真つすぐで抜くようにしようねというのはこの間の議論だったんです。そうしたら、この点については、松本議員の質問に対しては、1つには建物解体の工事費がかかる、安くあげるためだと言いますけれども、同じじゃないですか。しかも用地補償費も入ってくる。J R

の用地に関しては、私の理解はですよ、結構高い買い物をしたのかなという思いはあるんですが、それはさておいて、無償でいただいています。今ＪＲは、今ＪＲ職員いますけれども、宮古からいなくなるという話も聞いていますよ。これＪＲの関係者おっしゃっております。そうするとどうなるのか、宮古駅には三鉄の社員しかいなくなる。こういうことが早晩目の前にあらわれてくる。

それは本題ではございません。私が質問したいのは、何で真つすぐ抜けないのということに尽きるわけであります。わざわざ触れた場所が県会議員選挙に立候補して市長にもなろうとした方の家ですよ。物件ですよ。そしたらさ、市長そこは避けるべきですよ。そう思いませんか。端的に聞きますけれども。

○議長（前川昌登君） 多田都市計画課長。

○都市計画課長（多田 康君） 誤解があるようなのでもう一度説明を。

私が誤解と申し上げたのは、分岐器の位置のお話でございます。分岐器の位置のお話で、この新設の踏切の位置がここ以上動かさませんという説明をしたのではなくて、これまでの踏切がなぜこの位置に固定されていたのかということで、分岐器があったのでこれ以上動かさませんでした。今回、復旧工事で分岐器を動かすことになったので、踏切が移設、拡張できる運びになりましたというご説明を申し上げたので、そこはちょっとご理解をいただきたいなというふうな気がしてございます。

あとは、今度拠点施設ができて、この左の用地をＪＲから買収させていただいたというのがご案内のとおりでございます。それで右側の残った用地が何になるか、現在工事中でございますが、復旧後の三陸鉄道の車両基地等ができるということで現在工事が進んでおるところでございます。三鉄のほうとしては、ここを広い用地を確保したいということで、田中議員からも重々ご指摘をいただいておりますが、鉄道用地としては狭いんじゃないかということでご指摘もいただいているところございまして、我々としては、例えば踏切が食い込むことで、この用地をまたなおさらいじめてしまうことにならないかという懸念も持っております。それからあとは、先ほど申し上げた鉄道の建物を解体移設することで、信号設備、電気設備等が建物以外にも電気設備等の費用が多大にかかるということが判明いたしましたので、申しわけなかったんですが、民家のほうに線形をかけたというような経過でございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○２６番（田中 尚君） 私の悪い癖が出てしまいましたので、あえて訂正させていただきますけれども、先ほどの発言は全面的に取り消します。私の勘違いでした。この物件は違う方のところですよ。そうですね。よく図を見たら、これはよくわかりにくい、ただ赤線の建物は、これは明らかにちょっと私が先ほどお話しした建物とは違いますね。

〔「同じです」と呼ぶ者あり〕

○２６番（田中 尚君） 同じだ。ちょっと、じゃ、そこは私が見直して、間違ったら大変とんでもないことになりますので、確認したいんですが、私が最初に言った発言した、正しい、間違いどっち。

○議長（前川昌登君） 小前参与兼都市整備部長。

○参与兼都市整備部長（小前 繁君） この線形について重ねて説明をさせていただきたいと思います。

幾つか制約条件がございます。１つは、今ＪＲが使っている建物ですが、今、多田が申し上げましたように、ここにかけることはできない、これを避けなければいけないということでございます。それからもう一つは、線路を横切る道路をつくるときには、余り斜めにはできない。できるだけ直角に近い形で交差点をつくらなくちゃいけないということでございまして、そのため、北側のほうであらかじめ少し東側にこうやって振った上

で、この線形にすると、道路のカーブもそれほど大きくはないし、それから線路と道路も比較的直角に近くてできるということで、このルートを決めたということでございます。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 私の冒頭の撤回しますという話は撤回する必要があるというふうに伺いましたが、今の答えから聞きますと、そこでさっきの発言は全面的に撤回します。

そこで、冒頭にお話をいたしました、今部長のほうからは踏切と直角にという話が出ましたね。これも含めて、松本議員は所管の常任委員会で今まで説明があったんですかというお話を冒頭おっしゃったわけですが、この踏切の移動に伴うお話の部分ですね、これは私の理解では、建設常任委員会でこれまで説明はなかったと思うんですが、あったのか、なかったのか。

〔「しています」と呼ぶ者あり〕

○26番（田中 尚君） しているんだ。ああそうか。なるほどね。そうしますと、建設常任委員会のほうでは、私がちょっと指摘をした部分は全く問題にならなかったということですね。

〔何事か発言する者あり〕

○26番（田中 尚君） いやいや、それは昔のことですね。今議論になっている、指摘している中身について、やっぱりどう向き合うかということになると思いますので、あのほら、東大出の偉い方でも記憶にございませんが出てきますので、私もちょっとそういった意味ではしよっちゅう記憶から抜けていきますので、正確な記憶で議論させていただきたいということですので、ぜひここはきょうの全協での議論を踏まえて、しっかりと議会で向き合うように、建設常任委員長さんには要望を申し上げたいと思います。

○議長（前川昌登君） ほかに質疑がなければ、この件はこれで終わりたいと思います。

説明員は退席願います。

〔説明員退席〕

説明事項（２） その他

○議長（前川昌登君） 会議を再開します。

その他ですが、皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） ないようですけれども、先ほどいろいろ全協の持ち方についても皆さんからご意見がちょっとありましたので、事務局長より説明をお願いします。

○事務局長（野崎仁也君） 常任委員会及び全協の協議のところで、ちょっと私わからないところがありましたので、ここで確認をさせていただきたいと思います。

2点確認をさせていただきたいんですが、まず、きょう説明がございました中心市街地拠点施設整備事業の今後の取り扱いなんですが、先ほどのご意見等出たのは、今後は各常任委員会の説明とするというふうに理解したんですが、そうであれば、これ今後は各常任委員会の説明として、全協での説明が行わないというふうに理解してよろしいかどうかちょっと確認をしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 今の局長の質問でございますけれども、我々がこの間確認をしてきているのは、常任委員会中心主義ということが、これは原則です。なおかつ、常任委員会と全協との関係どうするかということ

に関しては、その所の常任委員長の判断に委ねるということは確認しております。

ただ、このいわば合築複合施設です、今整備しようとしているのは、110億円のこの事業費は複合施設ですので、そういう場合は、私の理解では、どこの常任委員会の所属か不明な場合には総務常任委員会だというふうに私は理解をしておりますが、あえて保健センター、それから子育ての云々かんぬんとか、そういう教育民生にかかわる施設もあるので、そこはそういう割り振り方をして、きょうの全協は全協として説明を受けて、議案の理解を深めるための事前説明なんです。それを従来は所管の常任委員会が担ってきた。そこから先はもちろん本会議で議論するとかいう流れなんですけれども、なおかつ松本議員がおっしゃったように、本会議での審議も、所管の常任委員会ですっかり議論するようにしようということで分科会審議の方向が生まれたわけでありまして。

今の議論で、なぜ私がそういうことをあえて問題にしたかといいますと、この件に限って言えば、きょうの全協では説明を受けるけれども、ここから先はもう一度所管の常任委員会ですっかり事前の説明をやるということをするべきだと、それは委員長のイニシアティブで可能だというふうに私は伺いましたので、そこを踏まえて全体審査の部分でありますけれども、補正予算に関しては、この間一定程度試みてきた分科会で補正予算も審議するということではなしに、全体で審議していこうというふうなことです。その過程において、常任委員会とそれから全員協議会のかかわりはどうなんだということになりますと、これは私は原則は揺らいでいない、あくまでも所管の常任委員会機能をしっかり保障していくし、最終的に全協が必要かどうかは委員長の判断に委ねるということですので、長門議員の発言もあったのかなと、私はそう思います。

○議長（前川昌登君） 野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） そうしますと、今回の中心市街地は、総務、教民、建設というふうに所管になっていますが、それぞれの委員長さんで判断が分かれた場合は、どういう扱いをすればよろしいでしょうか。判断というのは、ある委員長さんは全協でもやりなさいと、ある委員長さんはもう委員会だけでいいですという判断をしたらば、どういうふうな取り扱いをすればよろしいですか。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） ごめんなさいね、私の理解は、あくまでもきょう全協でこういうふうな提案、事前の説明いただいたと、それで協議を一定程度行ったということに限定をしての発言ですので、一般論で今局長のほうからは問題提起されましたので、その点については松本議員が手を挙げていましたので、そこは譲りたいと思います。

○議長（前川昌登君） 松本議員。

○24番（松本尚美君） 今までの流れの経過からいくと、基本的には常任委員会で先に説明をするということなんです。そしてその中で委員長、委員会の判断で、この内容であれば基本的に、じゃ、全協で皆さんに説明してもらおうということがより適切だという流れなんです。何か逆の部分になったから言いますけれども、流れとすればそういうことです。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 先ほどの野崎局長の質問でありますけれども、端的に言えば、どこが所管するかわからない、そういう例えば今回のような複合物件の場合には、これはもう総務常任委員会ですよ。私の理解は。ただあえて冒頭にお話をしましたが、そうじゃない形があったんですよ。道路についてはこれは総務じゃないですからね。そういった意味で切り離して、中心市街地と関連する事業なんです、この関連道路ですから。

そこはそんなに矛盾ないのかなと思っています。そこで、所管の委員長さんが必要ないと思って開かなくても、それは矛盾がないと思います。

○議長（前川昌登君） 野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） もうちょっとそこを確認したいんですが、松本議員さんがおっしゃったように、常任委員会で説明後、これは全協での説明が必要だと委員長が判断すれば全協のほうに説明をしていくわけなんです。その案件、引き続き説明事項が出た場合は、それはもう全協になりますでしょうか。それとも一回やはり常任委員会で説明する案件になりますでしょうか。そこはどう判断すればよろしいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中 尚君） 私の理解はですよ、本件に関しては2つ出ていますよね。中心市街地拠点施設という事業と、それからそれに関連する道路整備という2つの事業なんですよ。事業の実態が。ただ、一体のものですから、そういった場合にどこが所管になりますかということになると、これは、私は建物と道路は切り離して対応が可能なかなと思っておりますし、今後もそういった意味ではですよ、そういうふうな形になるのかなと思うんですが、ただ、きょう私が言ったのは、加藤副議長も指摘をしましたが、もう既に予算が提案されることが前提で、なおかつあした議案が配付をされると。本来はもっと前にこういう議論をすべきだと思うんですよ。いつも議会の日程がない段階で、もう時間がないから、じゃ、仕方がないということで議会が押し切られる。これは宮古市の得意なやり方です。これはずっとそうです。誰が判断しているかわかりませんが。多分市長の判断は及ばないだろうと思っております。事務方の判断だろうと思っておりますので、その過程において、本件について今後どうするんですかということについては、それは今の議論を踏まえると、関係する常任委員長と相談をして全協を持つのがいいか、判断してほしいということになります。

○議長（前川昌登君） 野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） はい、了解いたしました。

それでもう一個、最後に確認をしたいんですが、議会運営についての了解事項の中に、全市的な案件については全員協議会で行うこととするという文言がございます。これの解釈なんですが、今の議論でいくと、これはあくまでその前提が常任委員長の判断になるということになろうかと思うんですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

〔「はい、オーケーです」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川昌登君） いや、それはちょっと。いや、古くも何もない、皆さんでそういうことを取り決めをして、宮古市全体にかかわるものについては、全協でやって何ら差し支えないはずだと思うんだけど。

松本議員。

○24番（松本尚美君） 何回も言ったけれども、まずは、全市的な事業である、課題であるという判断は、まず委員会で説明を受けた上での話です。

○議長（前川昌登君） そうではない。そういうことでは……

○24番（松本尚美君） そうです。ですから、それで判断しているんです。だって、基準は明確にないんです。じゃ、事業費何ぼから何ぼって、そういうのあるんですか。ありませんよ。じゃそれ以下、以上とかっていう話って。

ですからルール上さっきも言ったように、所管がはっきりしていないという話になれば総務だという話もありますけれども、いずれ委員会で説明を受けて、そしてその中で判断をして、これは単なる事業でないよ、こ

これは全市的な課題であるよ、じゃ、全協で説明をしてもらうほうが共有できますよという流れなんですよ。これは最初から全市的であるかどうかというのは、個人的にほぼみんな感覚違いますから、まずそこで判断するのではないということで流れですから。議長大丈夫ですか。

○議長（前川昌登君） いや、そこを私はそう考えていなかったから。

○24番（松本尚美君） 例えばという話じゃないですけども、例えば、かつては住民投票をするとなったりとか、そういった部分も想定されたわけですね。原子力発電所が何か建てるとか、その対応するとかというのを住民投票の対応にするかしないかという流れ、これもイメージですけども、イメージ、あくまでもイメージですから。そういうことですよ。

○議長（前川昌登君） 野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） 最後ですけども、そうすれば、まず当局のほうから説明案件が出された場合、議会のほうでどこの部署で、常任委員会で協議して説明してもらうかというような判断をしていかなきゃないんですけども、そうすれば、常任委員会をまたがるような案件の場合は、それぞれの委員長さんと意見交換をして、そこで確認をしていくという。

〔「合同もあり得る」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（野崎仁也君） 今、合同は開催をしていない状況になっています。

〔発言する者多し〕

○議長（前川昌登君） 局長。

○事務局長（野崎仁也君） すみません、ただ、そうすれば、先ほど言ったように、それぞれの委員長さんの意見を伺ってその対応をどうするかというのを決めていくということによろしいでしょうか。

○議長（前川昌登君） 古館議員。

○15番（古館章秀君） 事務局長には申しわけないんですが、局長の判断じゃないんですよ。そういうものができたら議長と相談をし、そして、それぞれの常任委員会にどうですかという。手順はその手順しか、局長の判断だったら議会がおかしいことになるんじゃないですか。今の話だと局長の判断ですよ、それは。ですから、そういうふうなことをしっかり手順を踏んでやらないと難しくなりますので、やはりそういう問題が出てきたらやはり議長に相談をし、議長が委員長を集めろと言ったらそこでそのようにする。現時点ではそういう仕組みで議論をしてきたはずですので、そういうことをしっかり手順を踏んでいかないと、物事がおかしくなっていくと、私はそのように思います。

○議長（前川昌登君） 重要案件については全協で説明を願うということもありますので、そういった判断は、議長が間違ったら間違っただでもいいんですけども、今回のように全員協議会で説明を受けてやっていくというふうにしたいと思います。それでいいと思う。それで不服であれば委員会でやり直します。

○26番（田中 尚君） 議長、一言最後に、何度も繰り返していますが、議会基本条例、これを決めたいわば目標に向かってですね、議長の見識が求められる、この一言に私は尽きると思いますね。

○議長（前川昌登君） それで議長の見識がおかしかったらおかしいって、しゃべってもらえればそれで。今回の全協の開き方はだめでしたか。

○26番（田中 尚君） 議長、私はそういうことは言っていない。だからあえて、きょうの全協は全協として受けるけれども、ここから先は議会がどう対応するかということで、それぞれの所管の常任委員会でもちゃんと議論をしていったほうがいいのかという話をしたわけですよ。議長がそれはお認めになられて、そこは委員長

の判断だということで、この間議論をする中身、前後しましたけれども、行ったり来たりはあったんですが、基本的には共通の認識を持っていたと思っておりますし、なおかつ全協の開き方については、全市的な課題については、議長の判断できょうはおやりになったと、こう理解しておりますので、そのことに私は文句を言っているつもりはありません。誤解のないように。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

閉 会

○議長（前川昌登君）　ということで、それでは皆さんの認識が一致したということで、これをもって議員全員協議会を閉会します。

午前１１時５０分　閉会

宮古市議会議長　前　川　昌　登